

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、市が出資等を行っている団体に対して、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか監査する。また、当該団体が市の所管する公の施設の指定管理者となっている場合には、同条同項の規定に基づき、公の施設の管理業務が条例及び協定等に基づいて適切に行われているか併せて監査する。

2 監査の対象団体

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社

3 監査の対象年度

平成25年度

4 監査の実施期間

平成26年10月22日から平成27年1月15日まで

なお、当該期間中に監査委員の退任及び就任があり、平成26年10月31日までは塩田美枝子前監査委員及び佐藤和美前監査委員が、同年11月1日からは岩井孝治監査委員及び小野邦弘監査委員が監査を執行した。

5 監査の着眼点

(1) 監査対象団体

- ア 出資目的に沿った事業運営がなされているか。
- イ 平成25年度における出納その他の事務が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 採用している公益法人会計基準に準拠して決算諸表等が作成されているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支経理等の事務が管理の目的に沿って適正に執行されているか。

(2) 監査対象団体を所管する市の担当部局

- ア 出資目的及び出資金額等が妥当であるか。
- イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ウ 指定管理者に対する指導監督が適切に行われているか。

6 監査の方法

監査に当たっては、監査対象団体及び所管部局から関係書類の提出を求め、提出された資料に基づき、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類、諸帳簿等とを主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

7 対象団体の概要

- (1) 団体名 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社
- (2) 所在地 いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33
- (3) 沿革 平成6年3月8日 財団法人いわき市公園緑地協会設立
平成15年4月1日 財団法人いわき市観光公社、財団法人いわき市工業団地管理公社、財団法人いわき市駐車場管理公社を統合し、法人名称を財団法人いわき市公園緑地観光公社に変更
平成25年4月1日 一般財団法人に移行し、法人名称を一般財団法人いわき市公園緑地観光公社に変更
- (4) 目的 都市緑化の推進、公園緑地等の維持管理及び利用啓発に関する事業を行い、緑化思想の普及啓発を図るとともに、公園緑地、観光交流施設及び体育施設の利用促進と円滑な運営管理を通じて、快適な生活環境づくりに寄与すること。
- (5) 出資金額 300,000,000円（基本財産200,000,000円、運用財産100,000,000円）
- (6) 出資割合 100%
- (7) 組織（平成26年3月31日現在の実人数）
- ア 役員 理事長1名、副理事長1名（市都市建設部長）、常務理事1名（事務局長兼務）、理事6名、監事2名、合計11名
- イ 職員 次長1名、課長1名、館長3名、副館長2名、係長3名、事務主任2名、主事2名、技師2名、調理師1名、契約職員33名、パート17名、合計67名
- (8) 管理施設 21世紀の森公園及び近隣公園等43箇所
さはこの湯公衆浴場
勿来関文学歴史館及び勿来駐車場
小名浜臨海工業団地及び野田工業団地内の緑地及びその他の環境施設
上荒川公園及び公園内体育施設
- (9) 所管部局 都市建設部 公園緑地課
商工観光部 観光交流課、産業・港湾振興課
教育委員会事務局 文化・スポーツ課

8 市との関係

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社（以下「公社」という。）は、市が資本金の全額を出資している法人であり、市から指定管理の指定を受けて公園緑地、観光交流施設及び体育施設の運営管理を行うとともに、市から委託を受けて工業団地内の緑地等の管理業務及び平競輪場選手宿舎の運営業務を行っている。さらに、市から雑種地2,209.78㎡を借り受けるほか、都市下水路上の1,122.00㎡の占用許可を受けて、収益事業として駐車場事業を行っている。

平成25年度において公社が実施した事業に対する市の支出（495,109,750円）は、次の表のとおりであり、事業収益（615,085,910円）の80.5%を占めている。

（単位：円）

平成25年度に実施した事業	指定管理料	委託料
1 公益事業		
(1) 都市緑化事業		
ア 都市緑化推進事業	15,122,000	—
イ 都市公園管理事業	254,347,000	—
ウ 上荒川公園管理事業	125,108,000	—
エ 工業団地管理事業	—	13,420,050
(2) 観光交流事業		
ア 勿来関文学歴史館管理事業	37,224,000	—
イ 勿来駐車場管理事業	1,217,000	—

2 収益事業		
(1) 都市緑化収益事業		
ア 都市公園利用促進事業	—	—
イ 上荒川公園利用促進事業	—	—
(2) 観光交流収益事業		
ア 平競輪業務所事業	—	48,671,700
イ さはこの湯公衆浴場事業	利用料金制	—
(3) 駐車場事業	—	—
小 計	433,018,000	62,091,750
合 計		495,109,750

9 経営状況

(1) 経営成績

正味財産増減計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	25 年度	24 年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収益	825,826	1,222,616	△396,790
② 事業収益	615,085,910	657,390,878	△42,304,968
a 都市緑化事業収益	403,284,280	421,358,726	△18,074,446
b 観光交流事業収益	37,617,969	38,605,000	△987,031
c 都市緑化収益事業収益	34,884,655	45,768,282	△10,883,627
d 観光交流収益事業収益	107,608,346	141,378,250	△33,769,904
e 駐車場事業収益	9,990,660	10,280,620	△289,960
f 法人会計	21,700,000	—	21,700,000
③ 負担金等収益	16,033,989	14,916,100	1,117,889
④ 雑収益	11,197,426	16,095,641	△4,898,215
⑤ 他会計からの繰入れ	67,633,525	0	67,633,525
内部取引消去	△67,633,525	0	△67,633,525
経常収益計	643,143,151	689,625,235	△46,482,084
(2) 経常費用			
① 事業費	624,560,007	689,266,291	△64,706,284
a 都市緑化事業費	453,050,307	433,032,292	20,018,015
b 観光交流事業費	38,456,779	38,808,495	△351,716
c 都市緑化収益事業費	22,010,568	51,342,589	△29,332,021
d 観光交流収益事業費	103,608,324	159,054,884	△55,446,560
e 駐車場事業費	7,434,029	7,028,031	405,998
f 法人会計	0	—	0
② 管理費	25,749,414	20,283,792	5,465,622
f 法人会計	25,749,414	—	25,749,414
③ 他会計への繰出し	67,633,525	0	67,633,525
内部取引消去	△67,633,525	0	△67,633,525
経常費用計	650,309,421	709,550,083	△59,240,662
当期経常増減額	△7,166,270	△19,924,848	12,758,578
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			

補償金収益	21,333,251	0	21,333,251
経常外収益計	21,333,251	0	21,333,251
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	732,950	△732,950
経常外費用計	0	732,950	△732,950
当期経常外増減額	21,333,251	△732,950	22,066,201
税引前当期一般正味財産増減額	14,166,981	△20,657,798	34,824,779
法人税及び事業税等	72,000	72,000	0
当期一般正味財産増減額	14,094,981	△20,729,798	34,824,779
一般正味財産期首残高	219,258,115	239,987,913	△20,729,798
一般正味財産期末残高	233,353,096	219,258,115	14,094,981
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	825,826	1,222,616	△396,790
② 一般正味財産への振替額	△825,826	△1,222,616	396,790
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
III 正味財産期末残高	433,353,096	419,258,115	14,094,981

平成25年度における一般正味財産の増減（損益計算に相当）は、14,094,981円の増（黒字）となっているが、その主な要因は、赤字が続いていた国民宿舎勿来の関荘事業を平成24年度で終了したことに伴い経常収支の赤字幅が縮小したことや、経常外収益として福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償補償金収入が皆増したことによるものである。

経常収支、正味財産期末残高の過去4年間の推移 (単位：円)

区 分	25年度	24年度	23年度	22年度
経 常 収 支	△7,166,270	△19,924,848	△3,956,931	△5,917,521
公益事業	△27,351,660	△11,015,521	3,076,009	△4,180,215
収益事業	23,404,896	△8,909,327	△7,032,940	△1,737,306
法人会計	△3,219,506	—	—	—
経 常 外 収 支	21,333,251	△732,950	△524	0
一般正味財産増減額	14,094,981	△20,729,798	△4,029,455	△5,989,521
正味財産期末残高	433,353,096	419,258,115	439,987,913	444,017,368

平成25年度の会社の経常収支は、7,166,270円の赤字であるが、その内訳をみると、公益事業が27,351,660円の赤字、収益事業が23,404,896円の黒字、法人会計が3,219,506円の赤字となっている。

会社は、一般財団法人への移行の認可を受ける際に、公益目的支出計画を作成し、公益目的の財産額相当額420,633,961円を平成25年度から平成49年度までの25年間で公益目的のために消費してゼロにすることとされており、平成25年度における公益事業が27,351,660円の赤字となっているのは、当該公益目的支出計画に基づく支出によるものである。

なお、今後においても、毎年度、当該公益目的支出計画に基づく支出のため公益事業については赤字を計上することとなり、正味財産の残高もその分が減少していくこととなるが、会社としては、収益事業等で黒字を確保することにより、一定の正味財産残高を維持していく必要がある。

(2) 財政状態

貸借対照表（平成26年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	25 年度	24 年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
1 現金	2,456,250	1,959,830	496,420
2 小口現金	1,536,281	1,219,592	316,689
3 普通預金	181,787,823	174,950,563	6,837,260
4 定期預金	90,000,000	90,000,000	0
5 施設補修積立預金	0	6,763,761	△6,763,761
6 売掛金	4,971,050	5,283,545	△312,495
7 未収金	2,965,271	3,383,471	△418,200
8 前払金	211,800	0	211,800
9 商品	588,552	521,889	66,663
10 原材料	9,749	29,700	△19,951
11 預託金	62,730	62,730	0
12 前払費用	1,679,655	500	1,679,155
流動資産合計	286,269,161	284,175,581	2,093,580
2 固定資産			
(1) 基本財産			
1 定期預金	8,000,000	8,000,000	0
2 普通預金	1,878,088	1,449,446	428,642
3 投資有価証券	190,121,912	190,550,554	△428,642
基本財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(2) 特定資産			
1 施設補修積立預金	0	5,117,527	△5,117,527
特定資産合計	0	5,117,527	△5,117,527
(3) その他固定資産			
1 建物附属設備	20,547	24,518	△3,971
2 構築物	148,731	189,207	△40,476
3 車両運搬具	4,757,056	8,794,301	△4,037,245
4 工具器具備品	4,866,920	8,694,038	△3,827,118
5 機械及び装置	11,768,479	16,497,924	△4,729,445
6 電話加入権	160,600	160,600	0
その他固定資産合計	21,722,333	34,360,588	△12,638,255
固定資産合計	221,722,333	239,478,115	△17,755,782
資産合計	507,991,494	523,653,696	△15,662,202
II 負債の部			
1 流動負債			
1 買掛金	2,132,084	2,943,071	△810,987
2 未払金	50,554,557	82,030,586	△31,476,029
3 未払費用	3,786,299	8,107,374	△4,321,075
4 預り金	9,144,455	2,802,613	6,341,842
5 前受金	10,000	0	10,000
6 未払給与	378,210	798,122	△419,912
7 未払賃金	4,862,140	5,823,289	△961,149
8 未払旅費	3,922	22,348	△18,426
9 未払消費税等	3,694,731	665,778	3,028,953

10 未払事業所税	0	1,130,400	△1,130,400
11 未払法人税等	72,000	72,000	0
流動負債合計	74,638,398	104,395,581	△29,757,183
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	74,638,398	104,395,581	△29,757,183
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
1 受取出捐金	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)	(200,000,000)	(0)
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	233,353,096	219,258,115	14,094,981
(うち特定資産への充当額)	(0)	(5,117,527)	(△5,117,527)
正味財産合計	433,353,096	419,258,115	14,094,981
負債及び正味財産合計	507,991,494	523,653,696	△15,662,202

平成25年度における資産の減（△15,662,202円）は、主に、工業団地内の管理施設の補修等のため流動資産の施設補修積立預金（△6,763,761円）及び特定資産の施設補修積立預金（△5,117,527円）を取り崩したことや、車両運搬具、工具器具備品、機械及び装置の減価償却（△12,593,808円）によるものである。

また、負債の減（△29,757,183円）は、主に未払金の減（△31,476,029円）によるものであり、これは、平成24年度において年度末の3月に機械及び装置等を購入したために例年に比べて未払金が多くなっていたことと比較して平成25年度が減となっているものである。

正味財産の増（14,094,981円）は、主に福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償補償金収入の皆増（21,333,251円）によるものである。

資産、負債、正味財産の過去4年間の推移 (単位：円)

科 目	25年度	24年度	23年度	22年度
資 産	507,991,494	523,653,696	518,419,648	509,650,640
負 債	74,638,398	104,395,581	78,431,735	65,633,272
正 味 財 産	433,353,096	419,258,115	439,987,913	444,017,368
負債・正味 財産合計	507,991,494	523,653,696	518,419,648	509,650,640

10 監査の結果

(1) 所管部局について

公社への出資に係る手続が平成5年12月の市議会定例会での議決を得た上で適正に行われていること、出資証書が会計室の金庫に適正に保管されていることを確認した。

また、市が全額出資していることから、公社の副理事長に市都市建設部長が、同じく公社の理事に市商工観光部長が就任して事業計画や収支決算等の議決事項に関与しているほか、所管部局においては、公社の事業執行状況に関する書類の検査、決算状況に関する書類の確認、管理施設に係る協議などを行っていることを確認した。

以上により、公社に対する管理監督は、おおむね適正に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

(2) 公社について

定款、財務会計規程等は、適正に整備されていることを確認した。

公社が行っている都市緑化事業、観光交流事業等は、いずれも定款に規定する「快適な生活環境づくりに寄与すること」という目的に適合する事業運営がなされていることを確認した。

決算諸表等は、公益法人会計基準の運用指針に基づき適正に作成されており、事業成績や財政状況についても、同指針に基づき適正に表示されていることを確認した。

会計経理は、おおむね適切に事務処理されており、関係帳票についても、会計区分ごとに整理され、証拠書類の保存や記帳などが行われており、おおむね適切に整備されていることを確認した。

基本財産及びその他の財産の管理運用に関しては、財産管理運用規程に基づき指定金融機関等への預貯金、債券による運用が行われるとともに、備品について備品台帳が整備されていることなど、財産管理がおおむね適正に行われていることを確認した。

施設の維持管理に関する業務は、修繕が必要と判断される箇所がある場合には所管課に報告した上で対応されるなど、おおむね適正に処理されていた。また、委託料、光熱水費等の経費に関して削減のための取組が行われていることを確認した。

以上により、公社の事業運営は、出資目的に沿ってなされており、公の施設の管理に係る収支経理等の事務処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【是正改善を要する事項】

- (1) 会計帳簿の補助簿としての特定資産台帳及び指定正味財産台帳が整備されていなかった。

(一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)

※ 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程第9条第1項の規定において、会計帳簿として主要簿及び補助簿を整備することとされているが、補助簿のうち特定資産台帳及び指定正味財産台帳が整備されていなかった。

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主要簿
ア 仕訳帳

- イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - ア 現金出納台帳
 - イ 預金出納台帳
 - ウ 収支予算の管理に必要な帳簿（予算整理簿）
 - エ 固定資産台帳
 - オ 基本財産台帳
 - カ 特定資産台帳
 - キ 指定正味財産台帳
 - ク 備品台帳
- 2 (略)

- (2) いわき市勿来関文学歴史館に係る観覧料の徴収事務について、払込みが遅延している例が認められた。

(一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)

※ 平成25年7月5日（金）に徴収した観覧料については、いわき市勿来関文学歴史館観覧料徴収及び収納事務委託契約書第5条第2項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月8日（月）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月9日（火）に払い込まれていた。（類例あり）

- (3) 公園施設使用料に係る徴収事務について、払込みが遅延している例が認められた。

(一般財団法人いわき市公園緑地観光公社、公園緑地課)

※ 公園施設使用料の徴収及び収納に係る事務は、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、市から一般財団法人いわき市公園緑地観光公社に委託されており、収入事務受託者である当該公社が徴収した使用料については、市財務規則第54条第5項の規定により読み替えて準用される同規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも徴収日の翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、1週間のうち2回程度にまとめて払い込まれていた。

また、この払込みの手続については、当該読み替えて準用される同規則第49条の3第1項の規定に基づく「会計管理者が別に定める場合」の特例も定められていなかった。

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

- 2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて

払い込むことができる。

(徴収又は収納事務の委託)

第54条

1～4 (略)

5 第49条の3第1項の規定は、収入事務受託者がその徴収又は収納に係る収入金を払い込む場合の手続きについて準用する。この場合において、同項本文中「出納機関は」とあるのは「収入事務受託者は、会計管理者が別に定める場合を除くほか」と、「現金等払込書(第16号様式)」とあるのは「現金等払込書(第16号様式)及び収入金の内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)」と、「指定金融機関等」とあるのは「会計管理者又は指定金融機関等」と読み替えるものとする。

6 (略)

- (4) 体育施設の使用について、使用後に使用許可を行い、前納されるべき使用料が使用後に納入されている例が認められた。

(一般財団法人いわき市公園緑地観光公社)

※ 市民プールの使用については、市体育施設条例第5条の規定に基づき、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないにもかかわらず、平成25年8月1日から同月8日までの期間内の日を使用する内容の使用許可申請に対し、使用後である同月9日に許可がなされていた。

また、同月30日の使用に係る使用許可申請においても同様の例が認められ、これに伴い、同条例第7条第2項の規定により前納することとされている使用料が使用後に納入されていた。

いわき市体育施設条例

(使用の許可)

第5条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者(指定管理者が管理する体育施設以外の体育施設については、教育委員会とする。以下第6条及び第10条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第7条 体育施設(別表第1に規定する地区体育館のうちいわき市立上三坂体育館及びいわき市立下三坂体育館を除く。)の使用の許可を受けた者(次条及び第9条において「使用者」という。)は、別表第4から別表第13までに定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料の納入は、前納とする。

別表第12(第7条関係)

1 市民プール使用料

(略)

いわき市体育施設条例施行規則

(使用料の納入)

第6条 条例別表第4から別表第12までに規定する使用料は、使用の許可を受けたときに納入しなければならない。使用の許可を受けた後に許可を受けた事項を変更し、使用料を追加納入する場合も、同様とする。

11 むすび

現在の公社は、平成15年4月に、財団法人いわき市公園緑地協会、財団法人いわき市駐車場管理公社、財団法人いわき市工業団地管理公社及び財団法人いわき市観光公社の4団体が統合されて財団法人いわき市公園緑地観光公社となった後、国による公益法人制度改革に伴い、平成25年4月から一般財団法人に移行したものである。

こうした沿革から、公社の実施している主な事業内容は、都市公園、体育施設、観光施設、駐車場等の市の公共施設の管理運営となっているが、国の法制度の改正を受け、市の公共施設の管理運営について平成18年度から全面的に指定管理者制度が導入されたことにより、公社の事業運営を取り巻く状況は、厳しさを増すこととなった。また、公社は、一般財団法人に移行したことにより、約4億2千万円の金額を平成25年度から25年間のうちに公益の目的のために費消していくという公益目的支出計画に基づき公益事業を着実に実施することとされており、この計画を全うするためにも、今後、安定的に存続する基盤の確立が求められている。

このような状況の中で、公社は、赤字が続いていた国民宿舎勿来の関荘に係る指定管理者としての事業を平成24年度で終了し、また、同様に赤字運営となる、さはこの湯公衆浴場についても、暫定的に1年間という条件で指定管理者としての事業を行うこととしている。これは、公社の経営上からの対応であるが、同時に、施設を設置した市の所管部局において、今後における施設の存在意義や運営改善のあり方について十分に検討すべき段階にあることを示している。

国においては、平成26年4月に、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を公表し、地方公共団体に対し、その所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画の策定を求めている。市は、数多くの公共施設の管理運営について、公社をはじめとする各種団体を指定管理者として委ねているが、それらの各施設も例外ではなく、今後発生することが予想される維持管理、改修、大規模修繕等に要する費用を的確に把握するとともに、利用者満足度、ライフサイクルコストからみた効率性及び有効性、代替施設又は競合施設の有無などから各施設の必要性等を評価するなど、施設のあり方に関し十分に検討する必要がある。また、公社側においても、自らの業務を通じて認識した各種の課題については、積極的に市側と協議を行い、相互理解を深めながら改善に努めていく姿勢が求められる。

公社及び出資者である市の双方において、今後の進むべき方針を十分に検討し、課題解決に向けた一層の努力が行われることを望むものである。